

次期計画の方向性について（案）【理念・基本目標】 （下線部が現計画からの主な変更点）

第1章 計画策定の概要 (略)

第2章 障害のある方を取り巻く現状 (略)

第3章 計画の方向性

1 理念

共生のまち・共生する社会

- ・ 本市では、「共生のまち・共生する社会」を理念として、本計画を推進していきます。
- ・ 本市の計画においては、長年にわたり、国際障害者年（昭和56年）のテーマである「完全参加と平等」、国の障害者基本計画の理念である「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」を基本理念に据えてきました。
- ・ その後の社会環境の変化等の現状を踏まえて、それまでの基本理念の重要な考え方を引き継ぎながら、平成23年3月に策定した仙台市障害者保健福祉計画（平成24～29年度）以降は「共生の都・共生する社会」を理念として定め、取り組みを進めてきました。
- ・ 障害者基本法では、目指すべき社会像のひとつとして「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」が目指す社会像として掲げられております。
- ・ 仙台の目指す都市の姿とその実現に向けた施策の方向性を示す、仙台市基本計画 2021-2030（令和3年3月策定）では、目指すべき都市像のひとつとして「多様性が社会を動かす共生のまちへ」を掲げ、心と命を守る支えあいのもと、年齢、性別、国籍、障害の有無などの多様性が尊重され、包摂される、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりに取り組んでいくこととしております。
- ・ こうした国や本市が目指す社会を踏まえ、前計画で掲げた理念「共生の都・共生する社会」は、現在の本市においても目指すべき社会のあり方として不変のものであることから、本計画においては、仙台市基本計画 2021-2030 に掲げる都市像を踏まえて前計画の理念を継承し、「共生のまち・共生する社会」を理念といたします。

2 基本目標

一人ひとりが違いを認めあい、尊重しあい、支えあう、誰もが生きがいを感じられる共生のまちをともにつくる

- ・ 障害のある方が、自立して希望する生活を営む権利が保障されることを前提として、自らの決定に基づき、必要な支援を受けながら、あらゆる分野の活動に参加する機会や、能力を発揮する機会などが確保され、自分らしく生きることができる社会であることが大切です。
- ・ 障害のある方もない方も、一人ひとりが違う存在であり、誰もがその違いを認め合う、多様性が尊重され、包摂される社会の実現に向けた取り組みが進められています。
- ・ 一方、身体障害、知的障害、精神障害など、障害のある方の状態はそれぞれ異なることから、その人の障害や困りごとが十分に理解されず、中には暮らしにくさや生きづらさを感じる方がいるだけでなく、ときに差別が生じています。
- ・ 平成28年4月、本市では「障害者差別解消条例」を制定し、令和5年10月の条例改正においては、障害者差別解消法の改正に伴い、事業者の合理的配慮の提供を義務化したほか、本市独自の規定として障害理解教育の推進等を新たに設け、様々な取り組みを進めてきましたが、社会に障害理解が十分に浸透したと言える状況にはありません。障害のある方やご家族が感じている様々な社会的障壁をなくしていくため、「共生のまち・共生する社会」の実現の根底にあるのは障害理解の浸透であることを念頭に置き、市民の具体的な行動に結びつくよう行政が率先して取り組みを進めていく必要があります。
- ・ 障害のあるなしに係わらず、誰もが生きがいを感じ、私たちが住むまちをくらしやすいまちにしていくために、行政のみならず、障害のある方やそのご家族、支援者の方々や地域にお住まいの方々など、多くの市民が互いに関わり、支えあう暮らしやすいまちを「ともにつくる」ことを目指し、本市では「障害理解」を基盤として、施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

(参考)「令和5年8月29日 仙台市障害者施策推進協議会で出た主な意見(抄)」

- ・ 「障害のあるなしに係わらず」から始まるところについて、この点は今回特に変更なしということだが、仙台市独自の規定として、障害理解教育の推進等というのを新たに設けていて、障害理解の浸透に向けたさらなる取組をしていくとしている。障害理解教育の推進については、やはり行政が先頭を切って取り組むべきものなのではないかと考える。今回、障害理解教育の推進というものを市独自の規定として設けて取り組んでいくということを宣言している以上は、行政と市民を並列にするのではなくて、第一義的には大きな役割を担うのは行政であるということを確認にした記載をしてもよいのではないかと。
- ・ 「障害のある方、生きづらさを感じる方々が」から始まる一文だが、私は何度読んでも少し違和感があるかなと思う。障害のある方、ない方にかかわらず、自己実現というのは本来ありのままの自分で自分らしく生きることなのではないかと思う。自分らしく生きるに当たって、自分の能力を十分に発揮したいというふうに考える方もいれば、そう考えない方もいるのではないかと。人は障害のあるなしにかかわらず、能力を最大限に発揮することや社会活動への参加などを強いられるべきではないと考えている。押しつけがあってはならないのではないかと。この部分は、障害理解を基盤とした誰もが生きがいを感じられる共生のまちをともにつくるというために何が必要かを考えることになると思われるが、ここにある一文がその目標に沿うものなのか、私としてはどうも合っていないように感じている。先ほど国の指針というか、そこを取り入れたということだったので、その点がどうかというものもあるが、今まで趣旨があまり理解できていなくて、私自身も具体的な修正案があるわけではないが、この一文だけを見ると、何かこう違和感があるなという思いがあったので、その点を申し上げる。
- ・ 能力を最大限発揮しなくたって社会参加は当然認められるべきだし、社会参加したいと思わなくたって自分が希望する生活を求めていくということは認められるべきだと思う。そういうところが、何かこう、何かしないと求めることができないようなものではなく、当然に認められてしかるべきものなんだということが基本目標には入れられるべきなのではないかというふうに思う。
- ・ せっかく能力を持っていても、発揮できない状況に置かれている方もあるので、せっかく持っている能力を發揮できるように、自ら決めたことが社会の中で容認されて認められていくように、それは強弱があると思う。別に周りの人が一生懸命やれよという話ではないので、ただ、せっかくある能力が十分生かされるようにというふうに読んだので、そういうふうに申し上げたが、その辺難しいところがあると思うので、もうちょっと検討してもいいのかなと思う。
- ・ 「その能力を最大限」というところがなくても、「能力を發揮しながら」という形にしていって、そのくらいでいいのではないかなと思った。また、その2行目に

「必要な支援を受けながらも」とあるが、必要な支援を受けながらというのは、これはつけていただいてよかったなど私自身は思う。やはり自立というか、そういう社会の中で自立していくというときに、障害者でも一人で何でもやらなきゃいけないよというふうなことを言われたりもするので、そうじゃなくて、やはり必要な支援を受けながら自分のやりたいこと、自分のしたいことに参加できるということで、その融通というか、必要な支援を受けながらというのが入ったというのは、私自身はとてもうれしいかなと思った。

- ・ やはり私は子どもにいつも接しているが、お子さんを親御さんがありのままに見つめられるようなところを目標にしている。そして将来に当たっては自分らしく生きていくというところの部分大切にしている。あまり難しい文言ではなくて、本当にその方のままでよくて、その方が生きたいように生きられる環境とか社会をつくっていくほうが良いのかなというふうに思ったので、委員の中にとってもいい表現があったかなと思う。